平成２５年（フ）第５０３号
埼玉県上尾市東町１丁目13番13号
破産者　浅原　英寿
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５０４号
北海道旭川市神居１条７丁目２番16号　川端マンション２号室
破産者　今野はつ子
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９号
北海道旭川市神楽３条４丁目１番８号　コーポ石苑101号室
破産者　山本　裕季
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６０号
釧路市旭町17番２号ハジメハイツ201号
破産者　有岡　得男
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１５４号
北九州市小倉北区原町１丁目８番20―701号
破産者　吟こと　藤井ヱミ子
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９３０号
仙台市宮城野区東仙台６丁目18番１―302号、開始決定時の住所仙台市泉区松陵１丁目２番地の４
破産者　高橋　　豊
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２５４号
仙台市青葉区藤松10番５号
破産者　佐藤亜矢子
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
千葉県山武郡九十九里町西野322番地１
破産者　鵜澤久里美
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４６号
神奈川県三浦市三崎町小網代413番地４
破産者　齋藤　健一
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
神奈川県三浦市三崎町小網代413番地４
破産者　齋藤裕美子
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
川崎市川崎区小田２丁目18番６―403号　第１むさしマンション
破産者　齋藤　早苗
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
川崎市川崎区東門前３丁目１番１号　アインクライス301、前住所横浜市金沢区平潟町11番９号　松竹ビル202号室
破産者　齋藤　一徳
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
川崎市多摩区中野島３丁目31番６―209号
破産者　坂本　秀樹
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３４５号
名古屋市熱田区花表町８番12号　星和神宮東コーポラス501号
破産者　小澤　英一
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２１９号
名古屋市中川区吉津３丁目1603番地　松下北荘Ｔ―10棟301号
破産者　加藤加代子
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２２１号
名古屋市千種区自由ケ丘３丁目１番２―504号　はざま荘
破産者　近藤　　亮
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７５号
愛知県清須市須ケ口356番地　サンメゾン301
破産者　石原　大仁
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６９１号
愛知県春日井市大留町９丁目５番地23
破産者　堀尾真美子
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７８９号
名古屋市中川区小本１丁目２番６号　ベルメゾン常磐303
破産者　井澤　昌代
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部